

厚生教育常任委員協議会報告書

開催日時：令和5年5月31日（水）

午後3時57分～午後4時20分

開催場所：会議室302

1 播磨町学校給食費調整基金条例の制定について

播磨町学校給食費調整基金条例の制定について、所管する教育総務課より説明を受け、その後確認を行った。

【説明の概要】

播磨町が実施する学校給食における給食用物資の確保に資するため、基金を設置する。令和5年度より学校給食費の公会計化を実施するにあたり、学校給食に係る経費については、学校給食法に基づき食材料費を学校給食費として保護者等の負担としている。給食物資（食材料）の調達に際して、天候不順の影響や社会情勢の影響等による価格の高騰により学校給食費に不足が生じる可能性がある。そのような場合に必要な食材料を調達し、学校給食の安定的な運営を確保するため基金を活用する。

令和5年度は、これまで学校給食費を管理してきた播磨町学校給食会が解散することに伴い、同会が保有する剰余金を寄附採納し、基金を積み立てる。

令和6年度以降は、徴収した学校給食費収入額が食材料費支出額を上回った場合にその差額を基金に積み立て、食材料費の高騰により学校給食費に不足が生じた場合は基金を取り崩し食材料費に充当する。

なお、給食費については基金の残高も含めその金額の妥当性を検証し定期的に見直しを行う。

【主な確認事項】

Q 給食費について、何年後の見直しを想定しているのか。

A 3年をめぐりに定期的に見直しを考えている。

Q 学校給食審議会は、どのような構成員になるのか。

A 学識経験者、小中学校長、小中学校PTA会長、栄養教諭で構成されると考えている。